

新たな子ども・子育て支援に向けて

問 子育て支援課 (☎983-2712)

三島市では、これからの子ども・子育て支援を強化する新制度に沿った取り組みを進めています。急速な少子化の進行や、結婚・出産・子育てを取り巻く環境の変化、近所に知り合いがいない子育ての不安など、社会環境は大きく変化していると言えます。こうした状況を改善するため、平成27年4月から子どもと子育て家庭を社会全体で支援する「子ども・子育て支援新制度」が導入される予定です。新制度は、消費税増税などにより恒久財源を確保し、子どもや子育てに対する支援を質・量ともに充実させようとするものです。



「(仮称) 三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します

昨年8月に設置した「三島市子ども・子育て会議」の意見を参考に、10月に実施した市民に対するニーズ調査などを分析しながら、子ども・子育て支援事業計画を平成26年度末までに策定します。

新たな制度および市の取り組みについての詳細は、市ホームページで公開しています。



子育て支援課内に

「幼保連携推進室」を新たに設置

幼稚園や保育所などに関する窓口を、幼保連携推進室(市役所本館2階)に一本化し、入園入所などに関する問い合わせが一カ所で済むようになりました。

問合せ 幼保連携推進室 (☎983-2611)



守ろう 子どもの 心と命

5月5日~11日まで「児童福祉週間」

子どもや家庭、子どもたちの健やかな成長のために、家族はもちろん、近所や地域のみなさんの力で、子育てに悩む養育者への支援の輪を広げ、児童虐待を防ぎましょう。おかしいと感じたら、育児のことで悩んだら、子どもの事で困っているご家庭があったら相談してください。

相談機関 ▶子ども家庭110番 (☎055-924-4152)

▶児童相談所全国共通ダイヤル (☎0570-064-000)

▶東部児童相談所 (☎920-2085) ▶三島市家庭児童相談室 (☎983-2713)

▶子どもSOS (通話料無料) (☎0800-200-7576)

三島市子育て支援団体等活動費補助事業

子育てを地域社会全体で支える活動が充実・拡大し地域の子育て力が高まるよう、子育てに関わる団体を応援します。

対象団体 (全てを満たす団体) ▶団体を構成する者が5人以上▶半年以上継続して子育て支援活動を実施し、団体の活動に継続性が見込まれること▶会員に限らず、広く子育て中の親を支援の対象▶政治活動、宗教活動または営利活動を目的としないこと
対象事業 (市内で行われる事業で、次のいずれかに該当するもの) ▶子どもの健やかな成長を支える事業

▶子育て中の親の子育て力を支える事業▶支援を必要とする子ども・家庭を支える事業▶孫育て世代の子育て家庭を支える事業▶地域の子育て力向上のための事業

補助対象経費 単価1万円未満の物品購入、原材料、保険料、通信費、手数料、講師謝礼金など

補助対象事業1件あたりの補助金額 補助対象経費と5万円とを比較して、いずれか少ない額

申込み 所定の様式に必要事項を記入し6月10日(木)までに子育て支援課へ提出。書類審査後採否を決定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

パブリック・コメント制度とは

市が基本的な政策などを策定する場合、皆さんなどからその案に対する意見を聞き、その意見を考慮して最終的な案を決定し、内容を公表するとともに、提出された意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

制度の目的

この制度を導入することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民の行政参画の機会拡充を図り、行政運営の公正を確保します。

制度の対象事項

市民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を及ぼすと考えられる政策の策定や改定、条例の制定や改廃のうち、次に該当する案件について実施します。

- (1)市の基本的な施策に関する計画、方針を定めるもの
- (2)市の基本的な制度を定めることを内容とする条例
- (3)市民などに義務を課し、または市民などの権利を制限する条例(ただし、市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く)
- (4)前各号に掲げるもののほか、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認めるもの

※緊急を要するもの、軽微なもの、裁量の余地が少ないもの、パブリック・コメント制度に準じた手続きが法令または条例もしくは規則により定められている場合などは、対象から除外することができます。

平成26年度パブリック・コメント実施予定案件

担当課・案件名(案)・意見募集期間

長寿介護課 ▶ (仮称) 三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例…9月10日～10月9日 ▶ (仮称) 三島市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例…9月10日～10月9日 ▶ 三島市介護保険条例の一部を改正する条例…9月10日～10月9日 ▶ 第7次三島市高齢者保健福祉計画及び第6期三島市介護保険事業計画…12月10日～1月9日

子育て支援課 ▶ (仮称) 三島市子ども・子育て支援事業計画…11月10日～12月9日

障がい福祉課 ▶ 第4期三島市障害福祉計画…12月15日～1月13日

政策企画課 ▶ (仮称) 公共施設保全計画基本方針…1月6日～2月9日

※今後、広報みしまをはじめ、市ホームページ・生涯学習センター・公民館などでお知らせしていきます。

平成25年度実施状況 4件のパブリック・コメントを実施し、11件の意見がありました。そのうち意見を反映したものは3件でした。なお、(仮称) 三島市文化振興基本条例案は意見を集計中のため、上記の意見数・反映数に含まれていません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。 <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/maincategory0721.html>

5月は消費者月間です つながろう消費者～安全・安心な暮らしのために～

高齢者の消費者被害が三島市でも年々増加しています。5月の消費者月間に合わせて家族や近所でぜひ高齢者を見守り・サポートをお願いします。

また、消費者被害は高齢者だけではありません。インターネットやスマートフォン、携帯電話などによるトラブルは世代を問わず発生しています。

<消費者被害にあわないためには>

契約は1人で決めず、家族・知人などによく相談し納得したうえで行き、必要の無いものはきっぱり断りましょう。また、ネットや携帯電話の「架空請求」は無視するのが一番です。絶対に自分から連絡しないようにしましょう。

<三島市でも発生！怪しいもうけ話に注意>

名目を次々と変えて詐欺的利殖商法が出回っています。パンフレットの送付や電話勧誘で行われ、被害回復はほとんど不可能です。即時の契約は避け、慎重に対応しましょう。

<困ったときは消費生活相談へ>

▶ 市民相談室(消費生活センター) (☎983-2621)

▶ 土・日・祝日は消費者ホットライン (☎0570-064-370)